

株式会社 Rainbow 規約

ご入会にあたり、以下の各事項を遵守していただきます。内容を充分にご確認いただき、入会の申込みをしていただきますようお願い致します。

第1条〔名称〕

株式会社 Rainbow は、Rainbow 又は Olivia (以下総称して「本クラブ」といいます。) と称します。

第2条〔所在地〕

本クラブは、Rainbow を江南市中般若町東 136 番地に、Olivia を丹羽郡扶桑町南山名名護根 123-1 に事務所を置きます。練習場所については、各種目・所属により異なります。

第3条〔スポーツ保険・免責〕

- 1 会員様は、本クラブへの入会にあたり、スポーツ保険へ必ず加入していただきます(保険の有効期限は、加入日から翌年3月31日までになります。)。但し、すでに他の傷害保険に加入されている方は、傷害保険の内容によっては必ずしも加入していただく必要がありませんので、お申し出ください。
- 2 本クラブは、会員様のお怪我に十分注意して指導にあたります。万一、会員様がお怪我をされた場合は、その場で可能な限りの応急処置はいたしますが、本クラブに故意又は重過失がない限り、責任は負いかねますので予めご了承ください。仮に、本クラブの故意又は重過失が認められる場合、会員様は、本クラブに対して、直接かつ現実生じた損害(弁護士費用は含まれない。)かつ前項の保険の範囲内に限り、損害賠償を請求することができます。

第4条〔入会資格 及び 入会手続〕

本クラブに入会できる方は、心身ともに健康であり、保護者様とともに本規約を遵守することを承諾し、本クラブが入会に適すると認めた者とします。

入会の許可を受けた方は、所定の「入会申込書」に署名捺印をし、本クラブに対して、同「入会申込書」を提出するとともに、所定の支払方法で入会諸費用を納入していただきます。

第5条〔入会金〕

会員様は、本クラブへの入会にあたり、本クラブに対し、入会金として 10,800 円を、所定の支払方法で納入していただきます。本クラブは、理由の如何にかかわらず、会員様に対する入会金の返金はいたしかねますのでご了承ください。

第6条〔年会費〕

会員様は、本クラブの定める年会費(新規 5,400 円、継続 3,600 円)を、所定の支払方法で納入していただきます。新規の会員様の年会費は入会時に、継続される会員様の年会費は毎年3月末日までに納入していただきます。本クラブは、理由の如何にかかわらず、会員様に対する年会費の返金はいたしかねます。

年会費の各年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度途中における入会の場合、年会費は入会日が属する月から月割りで計算いたします(小数点以下四捨五入します。)

第7条〔月会費〕

会員様は、本クラブの定める月会費(クラスにより異なります。)を、所定の支払方法で毎月末日までに翌月分を納入していただきます。本クラブは、理由の如何にかかわらず、会員様に対する月会費の返金はいたしかねます。

第8条(その他の費用)

本クラブの事業を遂行するにあたり、冷暖房費、発表会の参加費などの経費が必要となる場合は、その都度、会員様から徴収させていただきますので、ご了承ください。また、競技会など出場する競技レベルが上がった場合には、別途競技会の登録費などの諸費用がかかる場合もありますので、ご了承ください。

第9条〔除名〕

本クラブは、会員様が次の各号のいずれか一つに該当したときは、本クラブから除名することができますので、ご了承ください。

- 1 本規約その他本クラブが定める規則、ルール等に違反したとき。
- 2 本クラブの名誉、信用を毀損し又は秩序を乱したとき。
- 3 本クラブの合理的な指示や指導に従わないとき
- 4 他の会員様、保護者様又は指導者との間でトラブルがあったとき。
- 5 会員様の保護者様が、会員様(当該保護者様のお子様も含みます。)、指導者、他の保護者様などに対する暴言・暴力があったとき
- 6 他の会員様、指導者、保護者様(当該会員様の保護者様も含みます。)などへのハラスメント行為があったとき
- 7 その他前各号に準ずる行為

第10条〔損害賠償等〕

会員様、保護者様及びその関係者は、その責めに帰すべき事由によって(教室内の物品を破損させたときも含みますが、これに限られません。)、当クラブが損害を被った場合、当クラブに対し、その損害(弁護士費用を含みますが、これに限られません。)を賠償しなければなりませんので、ご留意ください。なお、会員様、保護者様及びその関係者が、本クラブに対し、損害を賠償する義務があると本クラブにより判断された場合、その損害賠償金全額が支払われるまで本クラブの練習に参加することはできません。

第11条〔退会〕

会員様が、本クラブを退会する場合には、退会する日の属する前月末日までに、所定の「退会届」を記入捺印したうえで、提出していただく必要があります。